

やまなし農業・農村総合支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、農産物の高品質化や販路の拡大などの高収益な農業の実現や、美しい農村景観の保全・活用などにより、農業・農村の活性化を図るため、やまなし農業・農村総合支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、実施要領第4条の事業実施主体（以下、「事業実施主体」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 知事は、実施要領に基づいて事業実施主体が実施する事業に要する経費に対し市町村に交付するものとし、事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体の場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体の場合にあつては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更であつて、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であり、補助金額の増額を伴わないものについてはこの限りではない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けな

ければならない。

- (3) 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施主体は、この事業により取得した財産等について管理規程を定め、財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。
- (5) 市町村長は、市町村以外の事業実施主体が行う事業に対し補助する場合においては、前各号の条件を履行させるために必要な条件を付さなければならない。

（補助金の交付）

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 市町村長は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、補助金実績報告書（様式第7号）により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヵ月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項のただし書に該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

（処分の制限）

第9条 事業実施主体は、当該事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産（以下「取得財産等」という。）については、次項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等

を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具

(3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めたもの

2 財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び「農林畜産関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)」を勘案し、交付決定の時に示すものとする。

3 事業実施主体は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認をしようとするときは「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日20経第385号大臣官房経理課長通知)に準じて行うものとする。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた市町村及び事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(書類の提出)

第11条 本要綱により提出する書類は、農務事務所に提出するものとする。ただし、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する事業実施主体にあつては、原則、法人は所在地の住所、任意組織は代表者の住所を所管する市町村が代表し、農務事務所に提出する。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

2 やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助金交付要綱については、廃止する。ただし、やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱廃止後も、なおその効力を有する。

3 旬のやまなし・地産地消支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、なおその効力を有する。